

社会保障審議会障害者部会における検討状況のまとめ（部会長メモ）

障害者部会は、支援費制度の施行に向けた議論や精神保健福祉法の規定により社会保障審議会の権限に属された事項を扱うため設置され、平成 13 年 12 月以降、現在まで 4 回の議論を行った。また、この間、2 つの分会に分かれて専門的議論を行い、身体障害・知的障害分会は 7 回、精神障害分会は 11 回にわたり検討を重ねてきた。

これらの検討の成果は、平成 15 年 4 月からの支援費制度の施行、平成 14 年 12 月の報告書「今後の精神保健医療福祉施策について」として結実したところである。その後の支援費制度の施行状況を見ると、障害者の利用実績が伸びており概ね円滑に施行されているものの、より安定的かつ効率的な制度運営に向けての諸課題も残されている。また、精神保健福祉施策については、医療が入院医療に偏り、福祉サービスの提供が不十分な状況にあり、上記報告書に示した改革の方向性に沿って、具体的な施策が推進されることを強く期待する。

今後は、「障害者基本計画」に示された「国民誰もが、社会の対等な構成員として社会活動に参加、参画し、社会の一員としてその責任を分担する共生社会の実現」という基本的な考え方の下、ライフステージ等に応じたサービス提供の在り方、ケアマネジメントの在り方、雇用施策等との連携、財源の在り方等、支援費制度や精神保健福祉施策など障害者施策の体系や制度について、法改正も含めた対応により具体的な施策が推進されるよう、介護保険部会でも議論されている介護保険制度との関係を含め、更に積極的に検討を進めていくべきである。

介護保険法における見直し検討規定

介護保険制度については、法律の附則で、施行後5年を目途として制度の全般に関して検討を加え、その結果に基づき必要な見直し等を行うこととされている。

○介護保険法附則第2条（検討）

介護保険制度については、要介護者等に係る保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の状況、保険給付に要する費用の状況、国民負担の推移、社会経済の情勢等を勘案し、並びに障害者の福祉に係る施策、医療保険制度等との整合性及び市町村が行う介護保険事業の円滑な実施に配意し、被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲、保険給付の内容及び水準並びに保険料及び納付金（その納付に充てるため医療保険各法の規定により徴収する保険料（地方税法の規定により徴収する国民健康保険税を含む。）又は掛金を含む。）の負担の在り方を含め、この法律の施行後5年を目途としてその全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする。

介護制度改革本部の設置について

平成16年1月8日設置

1. 設置

介護保険法附則第2条に基づき平成17年に予定されている介護制度改革について、福祉、医療、年金など制度横断的な関連諸施策の総合的な調整を行うため、厚生労働省に介護制度改革本部（以下「改革本部」という。）を置く。

2. 本部の構成員

改革本部の構成員は、次のとおりとする。

本部長	厚生労働事務次官	本部長代理	厚生労働審議官
副本部長	老健局長		
本部員	大臣官房長、総括審議官、技術総括審議官、 医政局長、健康局長、社会・援護局長、保険局長、年金局長 政策統括官（社会保障担当） 高齢・障害者雇用対策部長、障害保健福祉部長、 大臣官房審議官（老健・健康担当）、社会保険庁運営部長 社会・援護局総務課長、障害保健福祉部企画課長、 老健局総務課長、参事官（社会保障担当） その他本部長が指名する者（関係課長：別紙）		

3. 幹事会の設置

改革本部内に、介護保険制度と障害保健福祉施策との関係に関する課題等を検討するために、幹事会を置く。

＜幹事会メンバー＞

老健局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、
社会・援護局総務課長、障害保健福祉部企画課長、
老健局総務課長、参事官（社会保障担当）

4. 事務局

事務局長	老健局総務課長
事務局次長	大臣官房総務課企画官（老健局併任）、 社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策官 障害保健福祉部精神保健福祉課精神保健企画官

○事務局の庶務は、社会・援護局総務課及び障害保健福祉部企画課の協力を得て老健局総務課において行う。

大臣官房総務課長

会計課長

厚生科学課長

医政局 総務課長

看護課長

健康局 総務課長

保険局 総務課長

医療課長

年金局 総務課長

高齢・障害者雇用対策部企画課長

障害保健福祉部障害福祉課長

精神保健福祉課長

社会保険庁運営部企画課長

老健局 介護保険課長

計画課長

振興課長

老人保健課長

介護保険指導室長

主な検討項目

- 介護保険と障害保健福祉施策の関係
- 介護保険と年金の関係
- 介護保険と医療の関係
- 介護予防と各種ヘルス事業との関係
- 介護事業計画と各種地域計画との関係

こんご けんとうかい すす かた あん
 今後の検討会の進め方について(案)

がつ にち
 1月22日

こんかい
 (今回)

- 平成16年度政府予算案等について(報告)
- 今後の検討会の進め方について(作業班の設置等)
- 今後の居宅生活支援サービスの事業運営上の工夫について(基本的な視点)

がつげじゆん がつ さぎょうはん かいさい ぐたいてき べっし
 (1月下旬～3月 作業班の開催(具体的には別紙1のとおり))

がつ げじゆん
 2月(下旬)

- 平成16年度の事業運営上の工夫について

がつ じょうじゆん がつ
 4月(月上旬)～6月

- 作業班の報告
- ホームヘルプサービスの国庫補助基準の見直しの必要性の検証について
- 別紙2の具体的論点に沿って順次検討

さぎょうはん せっち あん
作業班の設置について(案)

1. しゆし
趣旨

けんとうかい ぎろん こうりつてき おこな さぎょうはん せっち い か てん ふ
検討会での議論を効率的に行うため、作業班を設置し、以下の点を踏ま

ぐたいてき あ かた ちゆうしん ぎろん おこな ぜんたいかい ほうこく おこな
え、具体的なサービスの在り方を中心に議論を行い、全体会に報告を行う。

① ホームヘルプサービスやグループホームを^{ちゆうしん}中心に^{ちいきせいかつしえん}地域生活支援^{かん}に関する

^{りようしゃ}利用者の^ふニーズを踏まえたサービスの^{あ かた}在り方を^{ぐたいてき}具体的に^{ぎろん}議論。

② ^{りようしゃ}利用者ニーズを^み満たすためのサービスの^{しゆるい}種類や^{たいけい}体系^{こうじょ}について、公助の

^{かんてん}観点のみならず、^{ごじょ}互助・^{じじょ}自助の^{かんてん}観点を^{くわ}加え、^{ぎろん}議論。

2. さぎょうはん こうせい けんとうこうもく
作業班の構成と検討項目

さぎょうはん つぎ こうせい
作業班は、次の3つで構成。

(1) ぜんしんせいしょうがいしゃとうちょうじかんかいご ひつよう もの たい しえん あ かた
全身性障害者等長時間介護が必要な者に対する支援の在り方

とく ちょうじかんかいご ひつよう もの かいご ふ
特に長時間介護が必要とされる者について、その介護のニーズを踏まえ、

せいかつしえん かだい めいかくか はか かだいかいけつ し けんとう おこな
生活支援の課題の明確化を図り、課題解決に資する検討を行う。

(2) 視覚障害者・聴覚障害者に対する支援の在り方

視覚障害者の移動に関するニーズを踏まえ、生活支援の課題の明確化

を図り、課題解決に資する検討を行う。

さらに、視・聴覚障害者や盲ろう重複障害者のコミュニケーションに

関するニーズを踏まえ、生活支援の課題の明確化を図り、課題解決に資する

検討を行う。

(3) 知的障害者・障害児に対する支援の在り方

知的障害者・障害児のホームヘルプサービスや知的障害者のグループ

ホームに関するニーズを踏まえ、生活支援の課題の明確化を図り、課題

解決に資する検討を行う。

3. メンバー

メンバーは、検討会委員の中から選出する。なお、知的障害者本人のオプ

ザーバーもメンバーとして参加を求める。

また、作業班における議論を円滑に進めるため、必要に応じて外部者を招

き、ヒアリングを実施する。

くたいてき 具体的なメンバー構成は、次のとおり。

(1) ぜんしんせいしょうがいしゃとうちようじかんかいご ひつよう もの しえん あ かた
全身性障害者等長時間介護が必要な者に対する支援の在り方

ありとめ いたやま おおた おおはま たかはし たにぐち なかにし もりゆうじ やまじ
有留、板山、太田、大濱、高橋、谷口、中西、森祐司、山路

(2) し かくしょうがいしゃ ちょうかくしょうがいしゃ たい しえん あ かた
視覚障害者・聴覚障害者に対する支援の在り方

ありとめ あんどう いたやま ささがわ たかはし やまじ
有留、安藤、板山、笹川、高橋、山路

(3) ちてきしょうがいしゃ しょうがいじ たい しえん あ かた
知的障害者・障害児に対する支援の在り方

ありとめ いたやま たかはし むらかみ むろさき やまじ ちてきしょうがいしゃほんにん めい
有留、板山、高橋、村上、室崎、山路、知的障害者本人(2名:ピープル

ファースト、ぜんにほんて いくせいかいほんにん ぶかい かく めい だいらしゆつせき
、全日本手をつなぐ育成会本人部会から各1名(代理出席も

かのう
可能))

※ ありとめ いたやま たかはし やまじ いいん かくさぎょうはん ちょうせいやく うんえい
有留、板山、高橋、山路の4委員は、各作業班の調整役として運営のマ

ネジメントをしていただくため、すべての作業班に出席いただく。

ありとめいいん だいら どうきょうとふくしきょくしょうがいふくしぶ あしだざいたくふくしかちょう
有留委員の代理として、東京都福祉局障害福祉部の芦田在宅福祉課長

しゆつせき
に出席いただく。

4. スケジュール

かくさぎょうはん がつじょうじゆん だい かいかいごう かいさい がつまつ
各作業班は、それぞれ、2月上旬までに第1回会合を開催し、3月末までを

めど かい かいかいさい
目途に2回から3回開催。

さぎょうはん ぎろん ひつよう おう てきぎ ぜんたいかい けんとうないよう ほうこく
なお、作業班の議論は、必要に応じて適宜、全体会に検討内容を報告する

がつ ぜんたいかい めど さいしゅうてき ほうこく おこな
が、4月の全体会を目途に最終的な報告を行う。

こんご けんとうかい すす かた あん
今後の検討会の進め方(案)

へいせい ねん がつ にち
平成15年12月12日

- ほんねん がつ より、しょうがいしゃ じ こけつてい そんちょう りようしゃほんい ていきょう きほん とす
るしえんひせいど
支援費制度がスタートした。
- ほんけんとうかい
本検討会では、このようなしえんひせいど めざ りねん じつげん しょうがいしゃ じ ちいきせいかつ
しえん じゅうじつ はか ほうさく ほんねん がつこく けんとう すす ねんない いちじゆん ぎろん
支援の充実を図るための方策について、本年5月以降、検討を進め、年内に一巡の議論
お
を終えた。
- らいねん がつ からにじゆんめいこう ぎろん
○ 来年1月からの二巡目以降の議論においては、これまでの議論も十分に踏まえ、下記
るんてん そ せいりよくてき ぐたいてき けんとう すす ひつよう
の論点に沿って、さらに精力的に具体的な検討を進めていく必要がある。

き
記

1. ライフステージ等に応じたサービス体系の在り方
○ ホームヘルプサービス等について
○ しゅうろうしえん
就労支援について
○ す
住まいについて
○ こうてき いがい あ かた
公的サービスとそれ以外のサービスの在り方について
2. サービスを適切に供給していくためのシステムの在り方
○ そうだんしえん ちょうせいとう あ かた
相談支援、ケアマネジメント、サービス調整等の在り方について
3. サービス供給を支える基盤の在り方
○ ざいげん あ かた
財源の在り方について
○ ていきょうきばん じんざい あ かた
サービスの提供基盤・人材の在り方について